

令和6年度 現況調査の実施について



必ずご確認ください



・現況調査とは

保育所等に在園中のお子さまの最新の家庭状況を確認するための調査です。ご対応いただけない場合や保育要件の確認ができない場合(※)は、お子さまは退園となります。たとえ、昨年度から家庭状況に変更がなくても必ずご提出ください。

(※) 例：就労要件の方：月48時間以上(休憩時間を除く)の就労実績が確認できない場合等

・対象家庭

令和6年5月1日時点で保育所等に在園している中野区民全員です（4月、および5月入園児も含む）。児童手当の現況調査とは異なるのでご注意ください。

1 提出までのながれ



配布書類の確認

・現況届 ・就労証明書×2 ・在園中（入園した後）の手続きについて



提出書類の準備

- ① 現況届
 - ② 父（または同居人）の保育の必要性を確認できる書類
 - ③ 母（または同居人）の保育の必要性を確認できる書類
- 例：就労証明書、診断書等

詳細はP. 2へ



書類の提出（紙、または電子申請のいずれかで提出）

提出期限：令和6年 月 日（ ）

詳細はP. 3へ

提出前にP. 4をチェック



ご不明な点があればご連絡ください

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

TEL：03-3228-5793（平日8：30～17：00）

2 提出書類について

提出書類

① 現況届

② 父(または同居人)の保育の必要性を確認できる書類

③ 母(または同居人)の保育の必要性を確認できる書類

提出書類は現況届(①)に記載されている提出書類欄をご確認ください。

※ひとり親の方は①と②または①と③をご提出ください。

※各種書類は中野区のホームページからダウンロード可能。

【URL】 「保育所等在園のための現況調査の実施について(令和6年度)」

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/hoikuen/hoikuen/zaienji/genkyocysa.html

スマートフォンからアクセスする場合はこちら→



.....

書類作成時の注意事項

- ・書類は、消えないペンで記入してください。
- ・記載内容を修正する際は、修正液・修正テープは使用せず、二重線で訂正してください。
- ・提出書類はホチキス留めしないでください
- ・ご提出前にP.4「5. 提出前にチェック」を必ずご確認ください。

例
次郎
中野 ~~太郎~~

令和6年4月2日以降に②・③を提出された方

令和6年4月2日以降に保育の必要性を確認できる書類(②・③)を既に提出しており、その後現在まで内容に変更がない保護者については提出不要です。

(例)父が転職したため、令和6年4月21日に父の就労証明書を提出した場合

→現況調査では現況届(①)と母の保育の必要性を確認できる書類(③)の提出が必要です。

父の保育の必要性を確認できる書類(②)の提出は不要です。

令和6年度にお子さまが入園された方

令和6年(2024年)4月および5月入園の方は今回の現況調査の**対象**です。ただし、「復職証明書(区様式)」を入園後にご提出された(される)方で、その後の就労状況に変更がない場合については保育の必要性を確認できる書類(上記②または③)の提出は不要です。

(例)令和6年4月に入園したため、5月に母の復職証明書を提出した場合

→現況調査では現況届(①)と父の保育の必要性を確認できる書類(②)の提出が必要です。

母の保育の必要性を確認できる書類(③)の提出は不要です。

3 提出期限・提出方法

提出期限

令和6年 月 日 () ※全ての書類を揃えてから、まとめてご提出ください。

紙での提出方法

書類が入っていた緑色の返信用封筒に氏名・住所を記入し、切手を貼って区役所（保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係）へお送りください。なお、提出書類はホチキス留めしないでください。

提出は原則郵送となりますが、中野区役所3階子ども総合窓口を設置してあるポスト（現況届用）への提出も可能です（窓口での内容確認は行わないため、不備や不足がある場合は後日連絡いたします）。

※園や地域事務所、すこやか福祉センターへの提出はできません。

※提出期限の消印有効

電子申請(インターネット)による提出方法

現況調査専用の電子申請のフォームを埋めていただくことで「①現況届」を提出したことになります。「②・③保育の必要性を確認できる書類」については、電子申請のフォームにPDFファイル（または画像ファイル）を添付してください。

※「①現況届」のみ電子申請する場合は、「②・③保育の必要性を確認できる書類」を郵送等により紙でご提出ください。

【電子申請URL】 「認可保育所等現況届の提出」

<https://logoform.jp/form/Trw5/412540>



4 よくあるご質問

Q1 兄弟姉妹で異なる保育園や幼稚園、認可外保育施設に在園しており、現況調査書類をそれぞれの園で配布されたが、2部提出が必要ですか。

A1 ⇒ 2部提出する必要はありません。世帯で1部ご提出ください。

Q2 書類を提出後、審査が完了した際は通知が届きますか。

A2 審査が完了した際の通知はいたしません。書類により保育要件が確認できない場合や不備や不足がある場合のみご連絡させていただきます。

Q3 現況調査を提出したら、今年度はその他の書類の提出は必要ないですか。

A3 現況調査の時期以外でも、家庭状況に変更があった場合は手続きが必要です。同封の「在園中（入所した後）の手続きについて」を必ずご一読ください。

5 提出前にチェック



必ずチェック

<input type="checkbox"/>	必要な書類は揃っていますか <input type="checkbox"/> 現況届 <input type="checkbox"/> 父の保育の必要性を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 母の保育の必要性を確認できる書類 ※保育の必要性を確認できる書類は、現況届の「提出書類」欄を確認
<input type="checkbox"/>	【保育の必要性を確認できる書類について】 ・「就労証明書」を提出する方 → 【A】をチェック ・「就労証明書」以外を提出する方 → 【B】をチェック
<input type="checkbox"/>	【提出方法について】 ・紙（郵送・来庁）で提出する方 → 【I】をチェック ・電子申請で提出する方 → 【II】をチェック

【A】「就労証明書」を提出する方

<input type="checkbox"/>	証明日は記載されていますか。証明日は提出日を基準に3か月以内ですか。
<input type="checkbox"/>	No.2 本人氏名（保護者様の氏名）は記載されていますか
<input type="checkbox"/>	No.6 就労時間（日数・時間等）は正しく記載されていますか
<input type="checkbox"/>	No.7 就労実績は3か月分漏れなく記載されていますか （就労開始直後で実績がない場合は空欄でも大丈夫です。）
<input type="checkbox"/>	No.15 有期契約の方は、「任期満了後の更新の有無」欄のいずれかに✓されていますか
<input type="checkbox"/>	No.8～16に該当する場合、必要な事項が記載されていますか
<input type="checkbox"/>	自営業（親族経営）・経営主・役員の方は現況届の提出書類欄②の書類または①と②のセットをご提出ください

【B】「就労証明書」以外を提出する方

<input type="checkbox"/>	現況届の「提出書類」欄を確認の上、必要な書類が準備できていますか
--------------------------	----------------------------------

【I】紙（郵送・来庁）で提出する方

<input type="checkbox"/>	書類は消えないペンで作成されていますか
<input type="checkbox"/>	ホチキス留めされていませんか（ホチキス留めせずご提出ください）
<input type="checkbox"/>	封筒に切手を貼りましたか
<input type="checkbox"/>	現況届の太枠内の必要箇所は全て記入してありますか（両面ご確認ください）

【II】電子申請で提出する方

<input type="checkbox"/>	保育の必要性を確認できる書類を電子申請で提出する場合、電子申請フォームに添付しましたか。
<input type="checkbox"/>	保育の必要性を確認できる書類を電子申請で提出しない場合は必ず郵送等で提出してください

チェック完了です。ご確認ありがとうございます！